

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○ 高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務の委託	(消 防 課)	一
○ 液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	(同)	一
○ 国土調査の成果の認証	(地域復興支援課)	二
○ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	二
○ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(同)	二
○ 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○ 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○ 漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	二
○ 土地改良区役員の就任及び退任の届出	(北部地方振興事務所)	三
○ 土地改良区の定款変更の認可 (三件)	(同)	四
○ 土地改良区の定款変更の認可 (二件)	(東部地方振興事務所)	四
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	四
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の変更の届出	(同)	五
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の辞退の届出	(同)	五
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契 約 課)	五

教育委員会

ページ

告 示

- 教育委員会定例会の開催
- 監査委員
- 定期監査結果に対する措置の公表
- 包括外部監査結果に関する報告の公表
- 正 誤
- 宮城県公報号外第一〇号(令和二年三月三十一日付け) 中

○ 宮城県告示第三百二十四号
高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条の二第一項の規定により、高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第八条第二号の規定により公示する。

令和二年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所
高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付及び再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

○ 宮城県告示第三百二十五号
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八条の四の二第一項の規定により、液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)第七条第二号の規定により公示する。

令和二年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所
高圧ガス保安協会	液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

○宮城県告示第三百二十六号
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
 認証した。
 令和二年四月十四日

一 調査を行った者の名称
 柴田町
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 調査を行った時期
 平成二十八年年度から平成三十年年度まで

三 成果の名称
 柴田町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
 柴田郡柴田町大字槻木字新館前、同字小井戸、同字新屋敷、同字中町、同字新町、同字洞ノ上、
 同字新畑中、船迫字新釜ヶ入、同字釜沢、海老穴字梅田の一部、成田字左内の一部

五 認証年月日
 令和二年四月七日

○宮城県告示第三百二十七号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通
 所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
 令和二年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四五二七〇〇七五〇	事業所の名称及び 所在地 めるくまーる山崎み らい 黒川郡大郷町山崎字 藤九郎七番地二	指定障害児通所 支援の種類 児童発達支援、 放課後等デイサ ービス	設置者名 めるくまーる 一般社団法人 一日	指定年月日 令和二年四月 一日
---------------------	--	---	--------------------------------	-----------------------

○宮城県告示第三百二十八号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者
 手帳の交付のために診断を行う医師として、令和二年三月十九日次の者を指定した。
 令和二年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
大友 達志 おとも たつし	循環器内科	社会医療法人将道会 総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
鈴木ゆき恵 すずき ゆきえ	外 科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号
芹澤 玄 せりざ けん	血管 外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第三百二十九号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師
 の所属医療機関の所在地に、次のとおり変更があった。
 令和二年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関 の 名 称	所属医療機関の 所 在 地
大藏 暢 おぼろ 暢	医療法人社団やま やまと在宅診療所 大崎	新 大崎市古川駅東一丁目五番十 七号 旧 大崎市古川駅東三丁目一番二 十一号

○宮城県告示第三百三十号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の
 医師から、指定の辞退があった。
 令和二年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
二瓶 太郎 にびん たろう	内 科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号

○宮城県告示第三百三十一号
 漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等
 補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出
 があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を

令和二年四月十四日から令和二年四月二十八日まで縦覧に供する。
令和二年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名 本吉郡南三陸町歌津字板橋五十三番地二 高橋 泰一 本吉郡南三陸町歌津字小沼三十八番地一 及川 一志	加入区	歌津町加入区	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	宮城県漁業協同組合 歌津支所	縦覧場所	宮城県本吉郡南三陸町歌津字伊里前一〇〇の九
------	--	-----	--------	---------------------------------	-------------------	------	-----------------------

○宮城県告示第三百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、色麻土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年四月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富 田 政 則

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年四月一日	早坂 勝一	加美郡色麻町四竈字西原五十七番地二	理事
令和二年四月一日	田中 利充	加美郡色麻町清水字田中北八番地	理事
令和二年四月一日	菅原 藤男	加美郡色麻町黒沢字合柄橋五十九番地	理事
令和二年四月一日	田中 壽	加美郡色麻町一の関字片平前十九番地	理事
令和二年四月一日	今野 隆志	加美郡色麻町王城寺字渡戸南十二番地二	理事
令和二年四月一日	松田 主税	加美郡色麻町志津字鷹巢屋敷岸百五十番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年三月三十一日	堀籠 勝恵	加美郡色麻町一の関字高野北向百五番地	理事
令和二年三月三十一日	浅野 祝男	加美郡色麻町高城字館五十番地	理事
令和二年三月三十一日	早坂 勝一	加美郡色麻町四竈字西原五十七番地二	理事
令和二年三月三十一日	田中 利充	加美郡色麻町清水字田中北八番地	理事
令和二年三月三十一日	今野 隆志	加美郡色麻町王城寺字渡戸南十二番地二	理事
令和二年三月三十一日	松田 主税	加美郡色麻町志津字鷹巢屋敷岸百五十番地	理事
令和二年三月三十一日	山田 康雄	加美郡色麻町平沢字新早坂六十二番地	理事
令和二年三月三十一日	虎岩 英生	加美郡色麻町大字下新町北一番地	理事
令和二年三月三十一日	渡邊 市男	加美郡色麻町高根字前田三番地	理事
令和二年三月三十一日	堀籠 慶浩	加美郡色麻町四竈字向町四十二番地	理事
令和二年四月一日	早坂 康雄	加美郡色麻町高城字宮三番地	理事
令和二年四月一日	山田 康雄	加美郡色麻町平沢字新早坂六十二番地	理事
令和二年四月一日	虎岩 英生	加美郡色麻町大字下新町北一番地	理事
令和二年四月一日	渡邊 市男	加美郡色麻町高根字前田三番地	理事
令和二年四月一日	堀籠 慶浩	加美郡色麻町四竈字向町四十二番地	理事
令和二年四月一日	渡邊 正武	加美郡色麻町四竈字新田町七番地二	監事
令和二年四月一日	吉田 耕作	加美郡色麻町大字下本町一番地一	監事
令和二年四月一日	畑中 長悦	加美郡色麻町黒沢字石神北六番地二	監事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和二年三月三十一日	堀籠 慶浩	加美郡色麻町四竈字向町四十二番地	理事
令和二年三月三十一日	渡邊 市男	加美郡色麻町高根字前田三番地	理事
令和二年三月三十一日	虎岩 英生	加美郡色麻町大字下新町北一番地	理事
令和二年三月三十一日	山田 康雄	加美郡色麻町平沢字新早坂六十二番地	理事
令和二年三月三十一日	松田 主税	加美郡色麻町志津字鷹巢屋敷岸百五十番地	理事
令和二年三月三十一日	今野 隆志	加美郡色麻町王城寺字渡戸南十二番地二	理事
令和二年三月三十一日	田中 利充	加美郡色麻町清水字田中北八番地	理事
令和二年三月三十一日	早坂 勝一	加美郡色麻町四竈字西原五十七番地二	理事
令和二年三月三十一日	浅野 祝男	加美郡色麻町高城字館五十番地	理事
令和二年三月三十一日	堀籠 勝恵	加美郡色麻町一の関字高野北向百五番地	理事

令和二年三月三十一日	渡邊 正武	加美郡色麻町四竈字新田町七番地二	監事
令和二年三月三十一日	吉田 耕作	加美郡色麻町大字下本町一番地一	監事
令和二年三月三十一日	畑 中長悦	加美郡色麻町黒沢字石神北六番地二	監事

○宮城県告示第三百三十三号

大貫土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富田政則

○宮城県告示第三百三十四号

鳴瀬川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富田政則

○宮城県告示第三百三十五号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月十四日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富田政則

○宮城県告示第三百三十六号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐藤靖

○宮城県告示第三百三十七号

穴山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年四月六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年四月十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐藤靖

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年四月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東塩釜調剤薬局	塩竈市藤倉三丁目六一一	令和二年四月一日
仙台調剤薬局気仙沼大橋店	気仙沼市内の脇一丁目六一十五―二	令和二年五月一日
アイン薬局名取店	名取市増田字柳田六一一	令和二年四月一日
大崎調剤薬局大宮店	大崎市古川大宮五丁目一―二十四	令和二年四月一日

大崎調剤薬局古川駅前店	大崎市古川駅前大通二丁目四―二十六	令和二年四月一日
大崎調剤薬局古川南店	大崎市古川北稲葉一丁目二―二十四	令和二年四月一日
大崎調剤薬局古川東店	大崎市古川李塚一丁目一―二十二	令和二年四月一日
大崎調剤薬局古川西店	大崎市古川大宮一丁目二―六十九	令和二年四月一日
大崎調剤薬局駅南店	大崎市古川駅南三丁目七	令和二年四月一日
アイン薬局巨理山元店	巨理郡山元町高瀬字合戦原百十一―二	令和二年四月一日
大崎調剤薬局美里店	遠田郡美里町字素山町十九―六	令和二年四月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	古川調剤薬局宮崎店	加美郡加美町宮崎字屋敷五番十六―一
変更後	古川調剤薬局宮崎店	加美郡加美町宮崎字屋敷五番十六―五
変更前	一般社団法人石巻薬剤師会会営女川薬局	牡鹿郡女川町女川浜字女川八十六―一SG―十五街区八画地
変更後	一般社団法人石巻薬剤師会会営女川薬局	牡鹿郡女川町女川二丁目十一―十

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年四月十四日

名称	担当する医療の種類	所在地	辞退年月日
宇津宮薬局	調剤	石巻市小船越字堤下二十九	平成二十六年六月三十日
共創未来河北薬局	調剤	石巻市成田字小塚百三十二―四	令和二年一月三十一日
エルム調剤薬局	調剤	名取市増田字柳田六―一	令和二年三月三十一日
パーム薬局山元店	調剤	巨理郡山元町高瀬字合戦原百十一―二	令和二年三月三十一日
やまもと調剤薬局	調剤	巨理郡山元町高瀬字合戦原七十二―三十五	令和二年三月三十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年四月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 令和二年度みやぎ県政だよりの印刷（単価契約）一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年三月二十七日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台印刷工業団地協同組合 仙台市若林区六丁の目西町一番四十三号
- 五 落札金額 一億八百六十二万七千五百五十円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
令和二年四月十四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一日時 令和二年四月十六日 午後一時三十分

二場所 第一会議室

三事件

第一号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

第二号議案 宮城県社会教育委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六二一）

監査委員

〇宮城県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和二年 4月14日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

1 監査委員の報告日

記

令和元年9月2日

2 通知のあった日

令和元年10月31日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 古川工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

法令に根拠のない金銭の徴収が認められたので、改善されたい。

(内容)

寄附を受納して果有となった合宿所において、長年、条例に定めのない使用料を学校独自に徴収し管理していたもの。

・件数 不明

・残高 1,456,695円

(平成31年3月31日現在)

違反する法令 地方自治法第228条第1項

ロ 措置の内容

当該残高は、同窓会からの寄附を受けて果有となった合宿所の使用に伴う負担額として、長年、学校独自の規定に基づき、合宿所及び関連施設の改修やクリーニング、畳・カーテン等の設備の修理や更新、暖房用燃料費等に充てる目的で徴収していたが設備修理への支出はあったものの、他の用途の支出にはあまり充てずに累積したものである。

対応策として、合宿所使用規定を一部改正して使用料を徴さないこととし、また、当該会計の残高1,456,695円の処理については、県の歳入とする方向で調整を進めている。

〇宮城県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人島川行正から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和二年 4月14日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

正 誤

○宮城県公報号外第一〇号(令和二年三月三十一日付け)中
ページ 上 段 行 正
宮城県税条例施行規則の一部を
改正する規則
県税条例施行規則の一部を改正す
る規則 誤